

公益社団法人全国助産師教育協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国助産師教育協議会（以下、本会という）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区音羽一丁目19番18号東京都助産師会館2階に置く。

(目的)

第3条 本会は、全国の助産師教育の向上と発展を図り、これにより女性・母子とその家族及び社会に貢献することを目的とする。

(規律)

第4条 本会は、別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成に努めるものとする。

(公益目的事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 助産師教育の質の向上に関する事業
- (2) 助産師教育の環境整備に関する事業
- (3) 助産師教育関係者のための研修事業
- (4) 助産師教育の評価・認定に関する事業
- (5) 助産教育機関相互の協力と連携
- (6) 国内外の関連団体との協力と連携
- (7) 女性・母子とその家族の健康と福祉に貢献するための社会活動
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、全国において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第7条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 助産師養成課程を有し、本会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 個人会員 助産師資格を有し、本会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した団体
- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦され理事会で承認を得た者

(入会)

第8条 正会員、個人会員、または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3 前項において「本人」とは、以下の者をいう。
 - (1) 申込者が、正会員としての入会を申し込んだ団体であるとき、当該団体が代表者として本会に届け出た者（以下、「機関代表者」という）
 - (2) 申込者が、個人会員としての入会を申し込んだ個人であるとき 当該個人
 - (3) 申込者が、賛助会員としての入会を申し込んだ団体であるとき 当該団体が代表者として本会に届け出た者

（会費）

- 第9条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 個人会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
 - 3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
 - 4 会費の金額については、社員総会の議決により会員規程に定める。

（会員の資格喪失）

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 個人である会員が死亡したとき、法人である会員が解散したとき、または団体である会員が消滅したとき。
 - (3) 2年以上会費を滞納した後、本会から督促があっても1か月間滞納金額の納付がないとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総正会員の同意があったとき。

（退会）

- 第11条 正会員、個人会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除名）

- 第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員本人に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、その会員が議決の前に弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員本人に対し、通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

- 第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

（種類及び定数）

- 第14条 本会に、次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長とする。

(選任等)

- 第15条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。
 - 2 会長、副会長は、理事の中から理事会において選定する。
 - 3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「公益認定法施行令」という。）第4条で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益認定法施行令第5条で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記申請しなければならない。
 - 7 理事及び監事の選任候補者は、別に定める役員選挙管理規程によって選出する。

(理事の職務・権限)

- 第16条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。
 - 2 会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、会長が本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とし、副会長は会長を補佐し、本会の業務を執行する。
 - 4 理事は、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とし、会長及び副会長を補佐し、理事会で定める分担に従って、本会の業務を執行する。また、会長若しくは副会長に事故があるとき、又は会長若しくは副会長が欠けたときは、理事会において、会長又は副会長を選定する。

(監事の職務・権限)

- 第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
 - (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をする必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
 - (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反するおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して3期までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して2期までとする。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 補欠により選任された監事の任期は前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第19条 役員を、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第20条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第21条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉会長、顧問及び幹事)

- 第22条 本会に、任意の機関として名誉会長及び若干名の顧問、幹事を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び幹事は、会員又は会員である団体の構成員の中から、理事会において選任する。
 - 3 名誉会長、顧問及び幹事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問及び幹事の職務)

- 第23条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、本会に対し意見を述べることができる。
- 2 幹事は、理事の通常業務を補佐する。

第4章 社員総会

(種類)

- 第24条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第25条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1団体につき2個とする。
 - 3 正会員は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。

(権限)

- 第26条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める事項を議決する。社員総会は、次の事項を議決する。
- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (4) 会費の金額
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散
 - (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (9) 本会運営上の重要事項として理事会において社員総会に付議した事項
 - (10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会において第28条第4項の書面に記載した目的以外の事項は、議決することができない。ただし、一般社団・財団法人法第55条第1項若しくは第2項に規定する者の選任については、この限りではない。

(開催)

- 第27条 定時社員総会は理事会の決議に基づき会長が招集し、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

- 第28条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りではない。
 - 3 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第29条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の機関代表者の中から選出する。

(定足数)

- 第30条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第31条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(議事録)

第32条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) その他法令で定める事項

(社員総会規則)

第33条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長の選定及び解職
 - (6) 会員の入会の可否
 - (7) その他法令に定めのある事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(種類、開催及び会長の報告義務)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第17条第1項第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- (5) 会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

- 第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。
- 2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

- 第39条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

- 第42条 本会の財産の管理・運用は、会長又は財務担当執行理事が行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定及び剰余金の処分制限）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「公益認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

2 本会は社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

3 社員に剰余金を分配する社員総会の決議は無効とする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第46条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

（合併等）

第47条 本会は、あらかじめ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）公益認定法第24条第1項に規定する届出をし、又は公益認定法第25条に規定する認可を受けた上で、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

（解散）

第48条 本会は、一般社団・財団法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の議決により本会と類似の事業を目的とする、公益認定法第5条第17号に掲げる法人（以下「公益法人等」という）又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第50条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決により本会と類似の事業を目的とする他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第51条 本会の事業を推進するために必要のあるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、運営規定を理事会の議決により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる一般の閲覧に供する帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

(12) 官公署往復書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第56条 本会の公告は、電子公告により行う。

第11章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

- 1 この定款は、平成21年6月5日から施行する。
- 2 本会の設立時理事は、第15条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
宇都宮温子 江幡芳枝 恵美須文枝 太田 操 我部山キヨ子 茅島江子
北川真理子 熊澤美奈好 近藤潤子 佐藤喜美子 島田啓子 島田真理恵
下見千恵 高田昌代 灘 久代 平澤美恵子 平田伸子 真鍋えみ子
村上明美 吉留厚子
その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、設立後2年内に終了する最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 本会の設立時監事は、第15条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
小田切房子 丸山知子
その任期は、第18条第2項の規定にかかわらず、設立後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立時正会員は、次のとおりとする。

住所名称

東京都渋谷区広尾4丁目1番3号日本赤十字看護大学

北海道札幌市東区北十三条東3丁目1番30号天使大学

- 6 第8条の規定にかかわらず、次の者については、本会の設立登記と同時に本会の正会員となるものとする。

住所名称

大阪府高槻市天神町2丁目1番12号

愛仁会看護助産専門学校

愛知県名古屋港千鳥1丁目13番22号

愛知県医師会立名古屋助産師学院

愛知県名古屋市守山区上志段味東谷

愛知県立大学

秋田県大館市清水2丁目3番4号

秋田看護福祉大学看護福祉学部

秋田県横手市前郷二番町10番2号

秋田県立衛生看護学院

愛媛県伊予郡砥部町高尾田543番地

愛媛県立医療技術大学保健科学部

北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

旭川医科大学医学部

長野県飯田市松尾代田610番地

飯田女子短期大学

宮城県岩沼市里の杜3丁目5番21号

医療法人社団スズキ病院附属助産学校

茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2

茨城県立医療大学保健医療学部

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央看護専門学校

岩手県岩手郡滝沢村大釜千が窪14番1号

岩手看護短期大学

岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子152番52号

岩手県立大学看護学部

大分県大分市廻栖野2944番9号

大分県立看護科学大学看護学部

大阪府大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番16号

大阪市立助産師学院

大阪府吹田市山田丘1丁目7番

大阪大学

岡山県岡山市鹿田町2丁目5番1号

岡山大学医学部

沖縄県那覇市与儀 1丁目 24番 1号	沖縄県立看護大学
香川県高松市牟礼町原 281番地 1	香川県立保健医療大学保健医療学部
鹿児島県鹿児島市田上八丁目 21番 3号	鹿児島医療福祉専門学校
鹿児島県薩摩川内市天辰町 2365	鹿児島純心女子大学看護栄養学部
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘八丁目35-1	鹿児島大学医学部
神奈川県横須賀市平成町 1丁目 10番 1号	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部
石川県河北郡内灘町大学 1番 1号	金沢医科大学看護学部
石川県金沢市小立野 5丁目 11番 80号	金沢大学
千葉県鴨川市東町 1343番 2号	亀田医療技術専門学校
岡山県倉敷市松島 288番地	川崎医療福祉大学
岐阜県関市市平賀字長峰 795番地 1号	岐阜医療科学大学
岐阜県岐阜市野一色 4丁目 11番 2号	岐阜県立衛生専門学校
岐阜市柳戸 1番 1号	岐阜大学医学部
福岡県福岡市中央区地行浜 1丁目 8番 1号	九州医療センター附属福岡看護助産学校
熊本県玉名市富尾 888番地	九州看護福祉大学看護福祉学部
福岡県福岡市東区馬出 3丁目 1番 1号	九州大学医学部
京都府京都市伏見区深草向畑町 1丁目 1番	京都医療センター附属京都看護助産学校
京都府京都市左京区聖護院川原町 53	京都大学医学部
京都府京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町 410	京都府立医科大学医学部
東京都三鷹市新川 6丁目 20番 2号	杏林大学保健学部
群馬県みどり市笠懸町阿左美 606番 7号	桐生大学短期大学部
大阪府大阪狭山市大野東 102番 1号	近畿大学附属看護専門学校
兵庫県姫路市大塩町 2042番 2号	近大姫路大学看護学部
熊本市和泉町 325	熊本保健科学大学
群馬県前橋市昭和町 3丁目 39番 22号	群馬大学医学部
広島県三原市学園町 1番 1号	県立広島大学助産学専攻科
兵庫県神戸市西区学園西町 3丁目 4番地	神戸市看護大学助産学専攻科
兵庫県神戸市東灘区森北町 6丁目 2番 23号	甲南女子大学看護リハビリテーション学部
栃木県大田原市北金丸 2600番 1号	国際医療福祉大学大学院
群馬県高崎市問屋町 4丁目 8番 11号	高崎市医師会立高崎助産師学院
埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	埼玉医科大学短期大学
佐賀県佐賀市兵庫南三丁目 7番 17号	佐賀県立総合看護学院
長野県佐久市岩村田 2384	佐久大学
滋賀県大津市瀬田月輪町	滋賀医科大学医学部
滋賀県彦根市八坂町 2500	滋賀県立大学人間看護学部
静岡県静岡市駿河区谷田 52番 1号	静岡県立大学看護学部
東京都荒川区東尾久 7丁目 2番 10号	首都大学東京健康福祉学部
千葉県浦安市高洲 2丁目 5番 1号	順天堂大学医療看護学部
神奈川県横浜市緑区十日市場町 1865	昭和大学保健医療学部
長野県松本市旭 3丁目 1番 1号	信州大学医学部
福岡県北九州市小倉北区井堀 1丁目 3番 5号	西南女学院大学
大阪府大阪市天王寺区細工谷 1丁目 3番 18号	聖バルナバ助産師学院
東京都新宿区下落合 4丁目 16番 11号	聖母大学看護学部
福岡県久留米市津福本町 422	聖マリア学院大学看護学部
静岡県浜松市北区三方原町 3453	聖隷クリストファー大学助産学専攻科
東京都中央区明石町 10番 1号	聖路加看護大学大学院
宮城県仙台市宮城野区宮城野二丁目 8番 8号	仙台医療センター附属仙台看護助産学校
兵庫県尼崎市南塚口町 7丁目 29番 1号	園田学園女子大学人間健康学部

千葉県千葉市中央区花輪町 111	千葉県医療技術大学校
大阪府吹田市藤白台 5丁目 25番 1号	千里金蘭大学看護学部
茨城県つくば市天王台 1丁目 1番 1号	筑波大学医学専門学群
東京都板橋区加賀 2丁目 11の1	帝京大学医療技術学部
千葉県市原市ちはら台西 6丁目 19番地	帝京平成看護短期大学
千葉県市原市潤井戸 2289	帝京平成大学ヒューマンケア学部
奈良県天理市別所町 80番 1号	天理看護学院
大分県豊後大野市三重町内田 4000番地 1号	藤華医療技術専門学校
東京都目黒区東が丘 2丁目 5番 1号	東京医療センター附属東が丘看護助産学校
東京都新宿区河田町 8番 1号	東京女子医科大学看護学部
東京都文京区本郷 7丁目 3番 1号	東京大学医学部
東京都大田区大森西4丁目 16番 20号	東邦大学医学部
宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1	東北大学医学部
徳島県徳島市蔵本町 3丁目 18番地の 15	徳島大学
徳島県徳島市寺島本町東 1丁目 8	徳島文理大学保健福祉学部
富山県富山市西長江 2丁目 2番 78号	富山県立総合衛生学院
鳥取県倉吉市南昭和町 15	鳥取県立倉吉総合看護専門学校
鳥取県米子市西町 86	鳥取大学医学部
島根県出雲市西林木町 151番地	島根県立大学短期大学部
長崎県長崎市栄町 2番 22号	長崎市医師会看護専門学校
長崎県長崎市坂本 1丁目 7番 1号	長崎大学医学部
東京都墨田区東向島 3丁目 19番 1号	中林病院助産師学院
愛知県名古屋市中区三の丸 4丁目 1番 1号	名古屋医療センター附属名古屋看護助産学校
愛知県名古屋市長区瑞穂区瑞穂町字川澄 1	名古屋市立大学大学院
愛知県名古屋市長区葵一丁目 4番 7号	名古屋市立中央看護専門学校
愛知県名古屋市長区大幸南 1丁目 1番地 20	名古屋大学医学部
奈良県橿原市四条町 840番地	奈良県立医科大学医学部
新潟県新潟市北区島見町 1398番地	新潟医療福祉大学健康科学部
新潟県上越市新南町 240番地	新潟県立看護大学看護学部
新潟県新潟市中央区水道町1丁目 5939番地	新潟青陵大学看護福祉心理学部
東京都渋谷区広尾 4丁目 1番 3号	日本赤十字看護大学大学院
福岡県宗像市アスティ 1丁目 1番地	日本赤十字九州国際看護大学看護学部
東京都渋谷区広尾 4丁目 1番 3号	日本赤十字社助産師学校
北海道北見市曙町 664番地 1	日本赤十字北海道看護大学大学院
奈良県王寺町葛下 1丁目 7番 17号	白鳳女子短期大学
静岡県浜松市半田山 1丁目 20番 1号	浜松医科大学
兵庫県神戸市長田区海運町 7丁目 4番 13号	兵庫県立総合衛生学院
福岡県田川市大字伊田 4395	福岡県立大学看護学部
福島県福島市光が丘 1番地	福島県立医科大学看護学部
福島県福島市渡利字中角 61番地	福島県立総合衛生学院
大阪府堺市中区東山 500番 3号	ベルランド看護助産専門学校
東京都文京区音羽 1丁目 19番 18号	母子保健研修センター助産師学校 1年コース
東京都文京区音羽 1丁目 19番 18号	母子保健研修センター助産師学校 2年コース
北海道札幌市北区北 12条西 5丁目	北海道大学医学部
北海道旭川市緑が丘東三条 1丁目 1番 2号	北海道立旭川高等看護学院
北海道札幌市中央区南 2条西 15丁目	北海道立衛生学院
宮城県北諸県郡三股町大字長田 1258番地 1号	都城洋香看護専門学校
埼玉県さいたま市岩槻区浮谷 320	目白大学看護学部

山形県山形市上柳 260番地
山口県防府市泉町 21番 1号
山口県山口市桜島 3丁目 2番 1号
三重県四日市市萱生町 1200
沖縄県中頭郡西原町上原 207
和歌山県和歌山市紀三井寺 811番地 1
和歌山県紀の川市西野山 505番 1

山形県立保健医療大学保健医療学部
山口県立衛生看護学院
山口県立大学看護栄養学部
四日市看護医療大学看護学部
琉球大学医学部
和歌山県立医科大学助産学専攻科
和歌山県立高等看護学院

以上、一般社団法人全国助産師教育協議会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令によるものとする。

附則

- 1 平成22年2月12日一部変更
- 2 平成23年2月13日一部変更
- 3 平成27年6月5日一部変更